

(縦覧用)

平成25年1月28日、第17回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

附議した案件

- 議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 77 号 買受適格証明願いについて
議案第 78 号 現況証明願いについて
議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 80 号 平成 25 年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について
議案第 81 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
報告第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長・庶務係長	若森修二
農地主査	吉田佳弘
係	本間光代

(開会 13時05分)

議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 18 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 17 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、私から一言挨拶をいたしたいと存じます。
…… 以下挨拶省略 ……
本年最初の総会にあたりまして町長の出席をいただいておりますので、ここで町長よりご挨拶を頂きたいと存じます。

町長 みなさん、本日は大変お疲れ様でございます。
…… 以下挨拶省略 ……

会長 町長におかれましては、次の用務がございますのでここで退席となります。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
18 番 戸田重勝 委員
1 番 中村正生 委員
以上、2 名を指名致します。
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長 12月20日の総会以降につきまして会務報告を致します。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初は、1月17日臨時議会在開催され、一般会計補正予算について審議され可決されております。また、臨時議会終了後、第35回中標津町表彰式が開催され、本町の発展に貢献された方々が表彰されました。いずれも、会長が出席しております。

次に、北海道農業会議主催による第2回地区別農業委員会会長・事務局長会議が1月18日釧路市で開催されております。会議では、協議事項として「農地法の適正な執行について」が農業会議渡邊技師から、「今後の北海道における農地流動化対策のあり方について」「農業委員会の活動状況の平成25年度予算への反映について」などが橋本局長から説明があり、協議・検討されております。会長、事務局長が出席しております。

次に、1月22日札幌市におきまして農業委員活動強化研修会が開催され、本町から農業委員、事務局職員合わせて5名が参加しております。研修会では、全国農業会議所考査役阿久津正氏による「最近の農業・農業委員会をめぐる情勢について」の報告の後、幕別町農業委員会、深川市農業委員会、帯広市農業委員会における活動事例の報告がありました。

翌日、23日同じく札幌市におきまして全道農業者年金研究会が開催され、本町から農業者年金協議会代議員、農業委員、事務局職員合わせて8名が参加しております。

農業者年金基金理事長中園良行氏から「国民年金だけでは老後が不安だ」と題した農業者年金の魅力と加入推進について研修の後、社団法人北海道地域農業研究所顧問太田原高昭氏による「TPP交渉阻止と北海道農業を守る農民運動」と題した講演があり、最後に申し合わせ決議として「農業者年金新規加入の推進と『農業者年金協議会の輪』拡大に向けた申し合わせ決議」を可決し決定しました。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員

金刺委員 16番金刺です。

議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字豊岡

歳 無職

借主 中標津町字豊岡

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	32,586	牧草畑
"		"	"	97,014	"
"		"	"	48,316	"
"		"	"	35,527	"
"		"	"	43,081	"
"		"	"	48,156	"
"		"	"	400	"
"		"	"	33,213	"
"		"	"	104,511	"
"		"	"	22,725	"
"		"	"	20,694	"
"		牧場	採草放牧地	41,833	"
"		"	"	566	"
"		"	"	546	"
"		畑	畑	84,986	"
"		"	"	10,506	"
"		"	"	43,735	"
"		"	"	1,570	"
"		"	"	47,183	"
"		"	"	33,151	"
"		"	"	61,288	"
"		"	"	5,512	"
"		"	"	29,660	"
"		"	"	9,713	"
"		"	"	13,910	"
"		"	"	62,832	"
"		牧場	採草放牧地	1,263	"
"		"	"	813	"
計28筆 935,290 m ²			畑	890,269	
			採草放牧地	45,021	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に再度使用貸借するもの

借主 再度使用貸借を受け農業生産法人の経営を継続する

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成25年2月1日から平成35年1月31日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営地			家畜頭数
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、農業生産法人に使用貸借している農地の貸借期間満了に伴い、期間を延長して再契約するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程4、議案第77号「買受適格証明願いについて」を上程致します。
 (1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。
 議案第77号「買受適格証明願いについて」(1)(2)について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業

中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	44,110	普通畑
"		原野	"	589	"
計2筆			畑	44,699	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号 農地競売 平成24年(ヌ)第1004号
 平成23年(ヌ)第1002号

(3) 競売の期日 入札期間 平成25年2月8日~平成25年2月15日

開札日 平成25年2月20日

6. 見取図 別紙

(2)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業

標津町字川北

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	44,110	普通畑

〃		原野	〃	589	〃
計2筆			畑	44,699	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号 農地競売 平成24年(ヌ)第1004号
平成23年(ヌ)第1002号

(3) 競売の期日 入札期間 平成25年2月8日～平成25年2月15日

開札日 平成25年2月20日

6. 見取図

別紙

これらの案件につきましては、釧路地方裁判所が平成24年11月22日に公示した競売物件に入札するために必要な買受適格証明願書の発行を受けるため、申請があったものであります。

(1)の は中標津在住の認定農業者であり、(2)の は標津町在住者で、標津町農業委員会に耕作農地等の情報提供を依頼し、1月17日に回答がありました。その内容を確認したところ、約9.3haの経営農地で酪農を営んでおり、遊休農地に該当する農地は無いとの事でありました。

別添の調査書のとおり、両者とも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、農地法第3条第1項の許可を受けられる者であると判断しました。

以上でございます。

議長 この件について、付帯決議事項がありますので、事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 議案第77号に係る付帯決議事項についてご説明申し上げます。

議案書の6ページに付いております付帯決議事項でございますけれども、今回承認を求めている買受適格証明に関する農地法第3条に関する付帯決議であります。

買受適格証明書の交付を受けた者が入札を行い、開札により最高買受申出人となった場合で、その農地の所有権移転のため農地法第3条の許可申請書が提出あった時、会長が買受適格証明の交付内容と第3条申請書の内容が異なっていると認めた場合を除き、専決により許可するとしております。

なお、会長の専決により許可書を交付した時は、次の総会において報告を行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 5、議案第 7 8 号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員

杉本委員 5 番杉本です。
議案第 7 8 号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

- (1)
1 . 申請人の住所、氏名
川上郡弟子屈町美里
2 . 土地の表示

所 在	地番	公簿	現 況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	3 7 6	原野

- 3 . 申請の理由
地目変更登記のため
4 . 見取図 別 紙

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は計根別市街地に位置し、公営住宅、一般住宅地に囲まれていて課税地目も宅地と評価されており、今回売却し住宅建設するために地目を変更し整理しようとするものであります。
第 4 地区推進班で現地調査協議の結果、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 6、報告第 5 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」を

議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第54号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局より
ご説明致します。

議案の28ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 中標津町字武佐
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	32,767の内 11,000	牧草畑
"		"	43,253の内 17,000	"
計2筆		畑	28,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成21年8月1日から平成26年7月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成25年1月15日
6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第79号(1)に関連するもので、地域調整により
より へ賃貸借農地面積を増やし契約しなおす事となった為、現在賃貸借中の
農地を期間内解約するものであります。

(2)~(4)は借主同一の為、一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字俣落
借主 中標津町字俣落
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	48,418	
"		"	1,555.5	
計2筆		畑	49,973.5	

3. 利用権の種類 使用貸借権
4. 契約期間 平成24年5月28日から平成34年5月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成25年1月15日
6. 解約の理由 合意解約

(3)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字俣落
借主 中標津町字俣落

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
		畑	1,908	
		"	59,865	
"		"	12,397	
計3筆		畑	74,170	

3. 利用権の種類 使用貸借権
 4. 契約期間 平成24年5月28日から平成34年5月31日まで
 5. 合意解約成立の日 平成25年1月15日
 6. 解約の理由 合意解約

(4)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字俣落
 借主 中標津町字俣落

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
		畑	96,064	
		"	48,082	
計2筆		畑	144,146	

3. 利用権の種類 使用貸借権
 4. 契約期間 平成24年5月28日から平成34年5月31日まで
 5. 合意解約成立の日 平成25年1月15日
 6. 解約の理由 合意解約

これらの案件については、議案第79号(2)~(5)に関連するもので、
 の採草地面積縮小により、現在使用貸借中の農地の一部を期間内解約するものであります。
 以上です。

- 議長 以上で報告を終わります。
 日程7、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
 (1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 小沼委員

- 小沼村委員 12番小沼です。
 議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町字武佐 歳 無職
 借主 中標津町字武佐 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	16,299	牧草畑
"		"	"	32,767の内 27,500	"
"		"	"	43,253の内 32,253	"
計3筆			畑	76,052	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年2月1日から平成26年7月31日まで

6. 価格 年 278,000円

7. 資金調達方法 自己資金 278,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、 が賃貸していた農地の一部が返却されたため地域において再調整したところ、近隣農家の が以前からの借地と合わせて賃借することに決定したものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 2番笠原です。

議案第79号(2)から(5)について、関連しますので一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俣落

歳 農業

借主 中標津町丸山

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,418	牧草畑

＼		宅地	＼	1,555.5	＼
計 2 筆			畑	49,973.5	

3. 許可を受けようとする事由
貸主 近隣農家に賃貸するもの
借主 経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年2月1日から平成35年1月31日まで
6. 価格 年 199,000円
7. 資金調達方法 自己資金 199,000円
8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別 紙

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町字俣落 歳 無職
借主 中標津町りんどう町 歳 農業
2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
		牧場	畑	1,908	牧草畑
		山林	＼	59,865	＼
＼		＼	＼	12,397	＼
計 3 筆			畑	74,170	

3. 許可を受けようとする事由
貸主 近隣農家に賃貸するもの
借主 経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年2月1日から平成35年1月31日まで
6. 価格 年 281,000円
7. 資金調達方法 自己資金 281,000円
8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別 紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町字俣落 歳 無職
借主 中標津町りんどう町 歳 農業
2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	96,064	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
貸主 近隣農家に賃貸するもの

- 借主 経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年2月1日から平成35年1月31日まで
6. 価格 年 365,000円
7. 資金調達方法 自己資金 365,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
- 貸主 中標津町字俣落 歳 無職
- 借主 中標津町青葉台 歳 農業
2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,082	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
- 貸主 近隣農家に賃貸するもの
- 借主 経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年2月1日から平成35年1月31日まで
6. 価格 年 192,000円
7. 資金調達方法 自己資金 192,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別紙

この4件の案件につきましては、 が農業生産法人化に伴い使用貸借していた農地についてTMR飼料を利用するにあたり、採草地の規模を縮小するために賃貸借するものであります。

昨年12月13日に俣落母と子の家において、第3地区推進班、近隣農家を参集し、あっせん会議を開催して、それぞれ借主を決定したものでございます。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断致しました。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(2)から(5)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 8、議案第 80 号「平成 25 年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長

庶務係長 上程になりました議案第 80 号「平成 25 年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」をご説明いたします。

議案は 24 ページになります。

なお、選挙人名簿は先日各農業委員宛て郵送しましたものでございます。

農業委員会委員の選挙人名簿につきましては、選挙管理委員会が有権者からの申請に基づき毎年 1 月 1 日現在において有権者の資格を調査し、選挙権及び被選挙権の有無を確定することとなっております。

農業委員会委員の選挙権及び被選挙権を有する者の要件につきましては、当町に住所を有し、年齢が 20 歳以上で 30 アール以上の農地につき耕作若しくは養畜の業務を営む者と、耕作を営む者の同居の親族または同居の親族の配偶者で 60 日以上耕作に従事していると農業委員会が認めたものとされています。

また親族等の定義ですが、6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族となっております。

同居の定義ですが、必ずしも同じ家で生活をしなくても良いことになっており、別棟において生活をしていても経営主と生計を同一にしている者であれば、同居の親族と解釈されます。

次に、農業生産法人の構成員についてですが、農地法第 2 条第 3 項に規定しております法人で、その法人に登録されている組合員・社員・株主で、同法人が所有する農地にて 60 日以上耕作に従事しているものと規定されています。

今回提出されました申請書は、農業委員会の意見を附しまして 1 月 31 日までに選挙管理委員会に届け出ることとなっております。選挙管理委員会では、申請に基づき調製された選挙人名簿を読み替え公職選挙法第 23 条において、2 月 23 日から 15 日間(3 月 8 日まで)縦覧に供し異議申し立て期間とした後、3 月 31 日を確定日とし平成 25 年の選挙人名簿となります。

この名簿は翌年 3 月 30 日まで据え置かれ、その期間に行われる農業委員会の選挙による委員のすべての選挙に用いられることとなります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本件は、平成25年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者について、これを認定することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり決定し、中標津町選挙管理委員会に提出致します。

日程9、議案第81号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地主査

農地主査 議案第81号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

26ページをお開きください。

平成24年度分 と、平成23年度分 の2件であります。

記載の通り、いずれも農業生産法人の要件全てを満たしているものであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第17回総会を閉会致します。

ご苦勞様でした。

(閉会 13時40分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年1月28日

会 長 _____

18番 _____

1 番 _____